

令和7年駒ヶ根市教育委員会第13回臨時会 次第

令和7年10月1日(水) 午後3時30分
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

- ・教育長あいさつ
- ・自己紹介

3 審議案件

議案第1号 駒ヶ根市教育委員会教育長職務代理者の指名について P1

4 その他

- ・当面の日程について P2

5 閉 会

議案第1号

駒ヶ根市教育委員会教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第13条2項の規定に基づき、教育長職務代理者を指名する。

氏名： _____

令和7年10月1日

駒ヶ根市教育委員会

当面の日程について

(令和7年10月1日)

(1) 南部市町村教育委員会連絡協議会 総会・研修会について

10月17日(金) 《会場》 アルパ

(集合: 午後1時50分 アルパ前)

出席者: 唐澤委員、木下委員、山田委員、小池委員、齊藤教育長、赤羽教育次長

(2) 第14回駒ヶ根市教育委員会定例会

10月28日(火) 午後2時～ 保健センター2階大会議室

教育長職務代理者の指名 根拠法令一覧

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。